北海道開発局
建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の考え方について（別冊）

各種試行業務の説明本

（R６年8月時点版）

※本資料の配点や評価方法については標準案のため、
適宜判断のうえ運用することは妨げない。

国土交通省
北海道開発局

事業振興部　工事管理課

試行業務一覧

①	通常指名競争入札(総合評価落札方式)	(H２８年度～　)
②	技術者育成型(若手)(緩和)	(H２６年度～　)
③	技術者育成型(若手)(年齢設定)(管理技術者未経験者育成)	(H３０年度～　)
④	技術者育成型(若手)若手(管理(主任)補助技術者)	(R５年度～　)
⑤	総合評価落札方式(簡易型)の簡素型	(H２８年度～　)
⑥	地質調査業務（ボーリング調査）の総合評価落札方式	(R３年度～　)
⑦	国土交通省登録資格との組合せ評価	(R４年度～　)

※対象業務が契約した年度

※一括審査方式は「運用の考え方」へ移動

①通常指名競争入札(総合評価落札方式)

本省ガイドラインの改正に伴い、技術力競争へ段階的に移行することを踏まえ、従来、価格競争方式として発注していた業務においても、新たな選定表により総合評価落札方式による発注方式とされる業務が増えることとなった。
経験の浅い企業についても十分競争できるよう環境を整備し、急激な入札方式の変更について緩和を望む声が多くあることから、道内中小企業の技術力向上に配慮した本試行を実施。

～対象業務～
・地域コンサルタントの入札参加が想定される業務のうち、これまで価格競争方式（通常指名競争入札方式）を選定していた業務。

～試行内容～
・これまで価格競争方式（通常指名競争入札方式）を選定していた業務について、通常指名競争入札方式による総合評価落札方式（簡易型）として発注。

②技術者育成型(若手)(緩和)

全国的に、担い手不足の解消が喫緊の課題となっている。担い手不足の解消には、若手技術者の育成が必要不可欠であることから、若手技術者に配慮した評価項目を設定した本試行（技術者育成型(若手)(緩和)）を実施。

～対象業務～

・主に、簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）又は、簡易公募型プロポーザル方式に該当する業務。

～試行内容～

・資格、実績、成績、表彰等の配点割合を減じて、技術者の経験値による得点差を緩和する。
・配置予定技術者の成績・表彰の配点例は以下のとおり。

評価の着眼点		評価基準	必須	プロポーザル					
			選択	選定			特定		
				評価	配点	ウエイト	評価	配点	ウエイト
管理技術者の評価	業務成績点	80点以上	必須	24.0	24	35%（25%～35%）	20.0	20	15%（15%～25%）
		77点以上80点未満		21.0			17.0		
		74点以上77点未満		18.0			14.0		
		71点以上74点未満		15.0			11.0		
		68点以上71点未満		12.0			8.0		
		65点以上68点未満		9.0			5.0		
		60点以上65点未満		0.0			0.0		
		60点未満		選定なし			選定なし		
		業務成績がない		0.0			0.0		
	優良業務表彰の経験	局長表彰	必須	4.0	4		4.0	4	
		部長表彰		2.0			2.0		
		なし		0.0			0.0		

プロポーザル					
選定			特定		
評価	配点	ウエイト	評価	配点	ウエイト
6.0	0～6	0%～13%（0%～15%）	6.0	0～6	0%～6%（0%～10%）
5.0			5.0		
4.0			4.0		
3.0			3.0		
2.0			2.0		
1.0			1.0		
0.0			0.0		
選定なし			選定なし		
0.0			0.0		
2.0	0～2		2.0	0～2	
1.0			1.0		
0.0			0.0		

※総合評価方式についても同様に実施

※管理技術者に代えて管理補助技術者を評価する試行があるが、北海道開発局では、管理技術補助者の手持ち業務量や負担の増加を勘案し、実施していない。

③技術者育成型(若手)(年齢設定)

技術者育成型(若手)(緩和)の試行により、５０歳以上の技術者が３割以上を占めるなど、効果が限定的であったことから、年齢制限の設定や管理技術者未経験者及び担当技術者としての実績を評価する本試行（技術者育成型(若手)(年齢設定)及び(管理技術者未経験者育成)）を実施。技術者育成型(若手)(年齢設定)では、予定管理技術者の年齢に競争参加資格として一定年齢以下の制限を設けることで、若手技術者の育成を図る。

～対象業務～

・総合評価落札方式（簡易型）又は、簡易公募型プロポーザル方式に該当する業務。

～試行内容～

下記を適宜設定する。

・参加資格は４５歳以下の技術者とする。

※公告日現在における年齢とし、年齢は地域の競争環境に応じて設定（43歳、45歳等）する。

・配点例は以下のとおり。

～配点例～

総合評価(簡易型)									
評価の着目点		評価基準	指名段階			入札段階			
			評価	配点	ウエイト	評価	配点	ウエイト	
管理技術者の評価	業務成績評点	①80点以上	24.0	24	35% (25%～35%)	21.0	21	25%	
		②77点以上80点未満	21.0			18.0			
		③74点以上77点未満	18.0			15.0			
		④71点以上74点未満	15.0			12.0			
		⑤68点以上71点未満	12.0			9.0			
		⑥65点以上68点未満	9.0			6.0			
		⑦60点以上65点未満	0.0			0.0			
		⑧60点未満	指名なし			指名なし			
		⑨業務成績がない	0.0			0.0			
	優良業務表彰の経験	①局長表彰	4.0	4		4.0	4		
		②部長表彰	2.0			2.0			
		③なし	0.0			0.0			

総合評価(簡易型)					
指名段階			入札段階		
評価	配点	ウエイト	評価	配点	ウエイト
設定しない	－	0%	設定しない	－	0%
設定しない	－		設定しない	－	

「業務成績評点」、「優良業務表彰の経験」は評価対象としない。

※減点した配点は、外の項目に振り分けない。

③技術者育成型(若手)(管理技術者未経験者育成)

技術者育成型(若手)(緩和)の試行により、５０歳以上の技術者が３割以上を占めるなど、効果が限定的であったことから、年齢制限の設定や管理技術者未経験者及び担当技術者としての実績を評価する本試行（技術者育成型(若手)(年齢設定)及び(管理技術者未経験者育成)）を実施。技術者育成型(若手)(管理技術者未経験者育成)では、予定管理技術者の競争参加資格について、今までに管理技術者の経験がない技術者のみとすることで、経験の浅い技術者の育成を図る。

～対象業務～

・総合評価落札方式（簡易型）又は、従来価格競争方式で発注していた業務若しくは、難易度の低い業務。

～試行内容～

・過去に管理技術者として従事したことのない技術者とし、担当技術者として従事した業務（６０点未満を除く）が、過去５年間で５件以上の技術者とする。（※実績の対象とする業務は同じ業種区分（土木コンサルタント等））

・入札説明書記載例・配点例は以下のとおり。

～入札説明書記載例～

・配置予定技術者は、北海道開発局発注業務において管理技術者として従事した経験が無い者であり、平成〇〇年度以降【過去5年度を標準とする】公告日までに完了した「〇〇」【本業務の業種区分を記載】業務において、担当技術者として従事した実績が5件以上の者。

～配点例～

総合評価(簡易型)								
評価の着目点		評価基準	指名段階			入札段階		
			評価	配点	ウエイト	評価	配点	ウエイト
管理技術者の評価	業務成績評点	①80点以上	24.0	24	35% (25%～35%)	21.0	21	25%
		②77点以上80点未満	21.0			18.0		
		③74点以上77点未満	18.0			15.0		
		④71点以上74点未満	15.0			12.0		
		⑤68点以上71点未満	12.0			9.0		
		⑥65点以上68点未満	9.0			6.0		
		⑦60点以上65点未満	0.0			0.0		
		⑧60点未満	指名なし			指名なし		
		⑨業務成績がない	0.0			0.0		
	優良業務表彰の経験	①局長表彰	4.0	4		4.0	4	
		②部長表彰	2.0			2.0		
		③なし	0.0			0.0		

総合評価(簡易型)					
指名段階			入札段階		
評価	配点	ウエイト	評価	配点	ウエイト
設定しない	－	0%	設定しない	－	0%
設定しない	－		設定しない	－	

「業務成績評点」、「優良業務表彰の経験」は評価対象としない。
※減点した配点は、外の項目に振り分けない。

④技術者育成型(若手)若手(管理(主任)補助技術者)※タイプⅠ

全国的に、担い手不足の解消が喫緊の課題となっている。担い手不足の解消にあたっては、若手技術者の育成が必要不可欠であることから、若手技術者には配置要件のみを条件とし補助技術者のもと業務履行を行い、技術の伝承を目的に本試行を実施。

～対象業務～

・簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式・プロポーザル方式）に該当する業務で、業種区分が土木関係コンサルタント及び地質調査で適用。

～試行内容～

・管理（主任）技術者には、公告日現在で４５歳以下の者を配置とし、管理（主任）補助技術者として、ベテラン技術者（管理（主任）技術者としての実績を有する者）を担当技術者として追加配置するものとする。
・評価は、管理（主任）補助技術者として配置された技術者の評価値を採用する。しかし、補助技術者を配置せず参加する場合は、通常の業務と同様に配置予定の管理（主任）技術者を評価するものとする。
・管理（主任）補助技術者の資格・実績要件、手持ち業務量制限は、管理（主任）技術者と同じとする。

	【管理(主任)技術者】	＋	【管理(主任)補助技術者】
参加要件	・資格、実績 ・45歳以下		・資格、実績
総合評価	評価しない		・資格、実績 ・成績、表彰

※管理（主任）技術者は参加要件のみ設定。
※実績は、各業務における要件とする。
　ただし、担当技術者としての実績でも可とする。
※業務完了時は、管理（主任）技術者としての評価と実績を付与。

※管理（主任）補助技術者は同じ参加要件とし評価対象者とする。
※業務完了時は、担当技術者としての評価と実績を付与。
　なお、テクリス登録における担当業務内容は、当該業務の全ての内容を対象に登録も可能とする。

⑤総合評価落札方式(簡易型)の簡素型

総合評価落札方式における競争参加者へ求める技術提案書について、「業務の実施方針・実施フロー・工程表・その他」の項目について提出を求めているところだが、記載する内容が多いため、参加者側では記述、発注者側では審査などにおいて過度な負担となっていることから、技術提案書の簡素化を図る本試行を実施。

～対象業務～

・総合評価落札方式（簡易型）

～試行内容～

下記を適宜設定する。

・入札説明書等に示す評価基準の中に「仕様を超える内容をより優位に評価しない」旨を明示。様式にも注意事項として記入。

・入札説明書等の評価基準から「その他」の項目を外す。

・「その他」の項目を残す場合は、「１項目かつ２行以内」といった、制限を付す。

実施方針・実施フロー・工程表・その他の配点例

総合評価

評価項目	詳細項目	評価の着目点		評価基準	入札段階（簡易型1:1）						備考
					管理技術者	担当技術者	照査技術者	配点	計	ウエイト	
					必須	選択	選択				
実施方針・実施フロー・工程表・その他			業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	20.0	－	－	50	50	50%	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する
			実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	20.0	－	－				
			その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。 地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	10.0	－	－				

総合評価

評価項目	詳細項目	評価の着目点		評価基準	入札段階（簡易型1:1）						備考
					管理技術者	担当技術者	照査技術者	配点	計	ウエイト	
					必須	選択	選択				
実施方針・実施フロー・工程表・その他			業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	25.0	－	－	50	50	50%	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する
			実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	25.0	－	－				
			その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。 地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	－	－	－				

評価項目から、「その他」を削除。項目を残す場合は、「1項目かつ2行以内」の制限を付す

⑤総合評価落札方式(簡易型)の簡素型

～入札説明書記載例～

・記載例①

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	
実施方針・実施フロー・工程表その他	その他	本業務の成果品の品質向上、留意点等について、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。（契約変更を前提としたものを除くこととし、仕様を超える内容をより優位に評価しない。）なお、業務の目的の理解がされておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は、評価しない。	－

・記載例②

実施方針・実施フロー・工程表
　本業務に関する実施方針、実施フロー、工程表の記載に当たっては、Ａ４判１枚以内で簡潔に記載すること。なお、本業務は「その他」を評価項目としていない。

⑥地質調査業務（ボーリング調査）の総合評価落札方式

国土交通省 北海道開発局

建設コンサルタント業務等の発注方式については、本省ガイドラインを参考に、業務内容に応じて段階的に総合評価落札方式又はプロポーザル方式に移行してきたところであるが、地質調査業務については、総合評価落札方式への移行状況が低い状況にあることから、特に地質調査業務（ボーリング調査）の発注方式について、総合評価落札方式への段階的な移行を実施する。

～対象業務～

・ボーリング調査（設計、解析用）のうち予定価格５００万円以上
・ボーリング調査（高度安全管理、高品質コア等）

～試行内容～

・指名段階での評価項目は、企業における「業務成績」、「近隣履行実績（過去実績の有無）」、「近隣履行実績（過去１０年の管内実績件数）及び予定配置技術者における「業務成績」、「近隣履行実績（過去１０年の管内実績件数）」とする。

・入札段階での評価項目は、予定配置技術者における「業務成績」、「近隣履行実績（過去１０年の管内実績件数）」及び実施方針「業務理解度（優・良・可）」とする。

○地質調査業務の標準的な発注方式事例

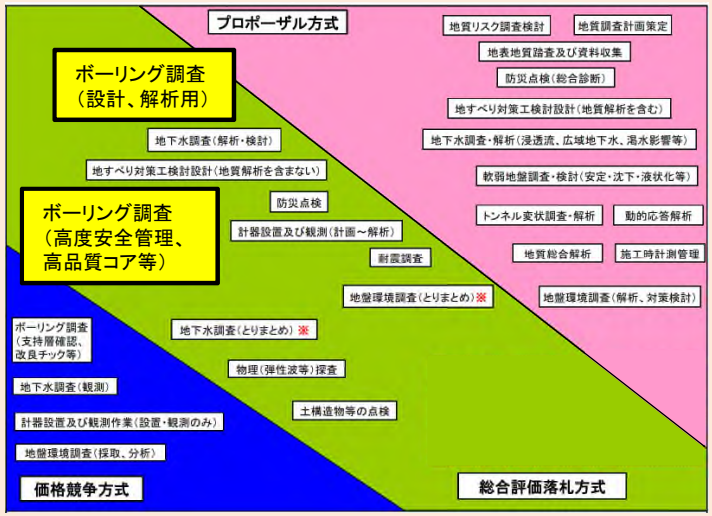

○地質調査業務（ボーリング調査）における発注方式【概要】

①本省ガイドラインにおける対象項目（斜め象限図）	ボーリング調査（支持層確認、改良チェック等）	ボーリング調査（設計、解析用）			ボーリング調査（高度安全管理、高品質コア等）
②入札方式	通常指名競争	通常指名競争	簡易公募型競争（総合評価・簡易型）		簡易公募型競争（総合評価・簡易型）
②予定価格	－	500万円未満	500万円以上～4000万円未満	4000万円以上	－
③地域要件	－	－	道内に本店	道内に本支店、営業所	道内に本支店、営業所

⑥地質調査業務（ボーリング調査）の総合評価落札方式

国土交通省 北海道開発局

地質調査業務(ボーリング調査)における総合評価落札方式での配点例

●総括表 （1/2） 指名段階

業務名　一般国道○号　○○市　○○周辺地質調査検討業務

評価項目				評価の着目点		評価ウェート		備考
					判断基準			
入札参加者に要求される資格		企業			単体企業であること		－	
		予決令			予算決算及び会計令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること		－	
		業務参加資格			北海道開発局における業種区分「地質調査」に係る●●・●●年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。		－	
		指名停止			北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと		－	
		排除要請			警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。		－	
		資本関係・人的関係			入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。		－	
		本支店等（地域要件）			北海道内に本店を有していること。 北海道内に本店が無い場合は指名しない		－	
参加表明書に関する要件	参加表明者の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	①当該業務に関する部門（土質および基礎部門、地質部門）の登録（土木関係コンサルタント業務にあっては建設コンサルタント登録）有り、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は同等と認められる機関。 ② 上記以外は指名しない			
		専門技術力	成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	●●年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 上記以外は指名しない			
				過去2年間の業務成績	●●年度から●●年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績が無い場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務）の業種区分「地質調査」の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① 80点以上 ② 77点以上80点未満 ③ 74点以上77点未満 ④ 71点以上74点未満 ⑤ 68点以上71点未満 ⑥ 65点以上68点未満 ⑦ 60点以上65点未満 ⑧ 60点未満 ⑨ 成績評定を受けた上記発注機関発注業務の業務実績がない場合は加点しない。	20.0	① 20 ② 18 ③ 15 ④ 13 ⑤ 10 ⑥ 8 ⑦ 0 ⑧ 指名なし ⑨ 加点しない	
		情報収集力	近接施工実績	●●年度以降の当該開発建設部管内、周辺での施工実績の有無	●●年度以降公示日までに完了した当該開発建設部管内周辺での調査ボーリング施工実績の有無については下記の順位で評価する。 ①○○事務所管内での同一事業でのボーリング施工実績有り ②○○事務所管内でのボーリング施工実績有り。 ③○○開発建設部管内でのボーリング施工実績有り。 ④上記に該当しない場合は加点しない。	6.0	① 6 ② 4 ③ 2 ④ 加点しない	テクリス、アグリス等の登録の実績による。申請業務が複数の部門に関連・共通する場合には、複数部門を評価対象として設定する事も可とする。
		情報収集力	近接施工実績	●●年度以降の当該開発建設部管内、周辺での施工実績の件数	●●年度以降公示日までに完了した当該開発建設部管内周辺での調査ボーリング施工実績について、実績件数により下記の順位で評価する。 ①○○開発建設部管内でのボーリング施工実績が10件以上 ②○○開発建設部管内でのボーリング施工実績が5件以上 ③○○開発建設部管内でのボーリング施工実績が3件以上 ④上記に該当しない場合は加点しない。	6.0	① 6 ② 4 ③ 2 ④ 加点しない	

参加表明書に関する要件	予定管理（主任）技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	① 技術士(総合技術監理部門（建設・応用理学）、建設部門（土質および基礎）、応用理学部門（地質）) ② 国土交通省登録技術者資格 ・RCCM(土質及び基礎または地質) ・地質調査技士（現場管理・技術部門、現場調査部門、土壌・地下水汚染部門） ・応用地形判読士（応用地形判読士または応用地形判読士補） ・港湾海洋調査士（土質・地質調査） ・地すべり防止工事士 ③土木学会認定技術者資格制度における特別上級土木技術者（地盤・基礎） ④上記以外の場合は指名しない。			
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	① ●●年度以降公示日までに完了した同種業務の実績、又は過去に同種業務に関する高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 上記以外の場合は指名しない。 ※主任技術者あるいは、担当技術者として従事した実績を評価対象とする。			
		情報収集力	地域精通度	●●年度以降の当該開発建設部管内、周辺での受注実績の有無	●●年度以降公示日までに完了した当該開発建設部管内周辺での地質調査業務実績の有無については下記の順位で評価する。 ① ○○開発建設部管内における業務の実績あり。 ② 北海道内における業務実績あり。 ③ 上記に該当しない場合は加点しない。 ※主任技術者あるいは、担当技術者として従事した実績を評価対象とする。	10.0	① 10 ② 5 ③ 加点しない	テクリス、アグリス等の登録の実績による
		専門技術力	業務執行技術力	過去4年間に管理技術者として従事した同じ業種区分の業務成績	●●年度から●●年度末までに完了した業務について、管理技術者として従事した北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績が無い場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務）の業種区分「地質調査」の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① 80点以上 ② 77点以上80点未満 ③ 74点以上77点未満 ④ 71点以上74点未満 ⑤ 68点以上71点未満 ⑥ 65点以上68点未満 ⑦ 60点以上65点未満 ⑧ 60点未満 ⑨ 成績評定を受けた上記発注機関発注業務の業務実績がない場合は加点しない。	40.0	① 40 ② 35 ③ 30 ④ 25 ⑤ 20 ⑥ 15 ⑦ 0 ⑧ 指名しない ⑨ 加点しない	
		手持ち業務	手持ち業務	手持ち業務金額及び件数（特定後未契約含む。）	下記に該当する場合は指名しない。 ・手持ち業務金額が5億円以上、又は手持ち業務件数が10件以上 （手持ち業務とは、主任技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務を指す。）			
	業務実施体制	業務実施体制の妥当性			下記に該当する場合は指名しない。 ・業務の分担構成が不明確又は不自然な場合。			
					評　価			
					評価点	82		
					順位			
					指名（案）			

⑥地質調査業務（ボーリング調査）の総合評価落札方式

国土交通省 北海道開発局

● 総括表（2/2） 入札段階
業務名　一般国道○号 ○○市 ○○周辺地質調査検討業務

地質調査業務（ボーリング調査）における総合評価落札方式での配点例

評価項目		評価の着目点	判断基準	評価ウェート		備考
予定技術者の経験及び能力	管理（主任）技術者	技術者資格等、その専門分野の内容	① 技術士(総合技術監理部門（建設・応用理学）、建設部門（土質および基礎）、応用理学部門（地質）) ② 国土交通省登録技術者資格 ・RCCM(土質及び基礎または地質) ・地質調査技士（現場管理・技術部門、現場調査部門、土壌・地下水汚染部門） ・応用地形判読士（応用地形判読士または応用地形判読士補） ・港湾海洋調査士（土質・地質調査） ・地すべり防止工事士 ③土木学会認定技術者資格制度における特別上級土木技術者（地盤・基礎） ④上記以外の場合は指名しない。			
		過去10年間の同種又は、類似業務等の実績の内容	① ●●年度以降公示日までに完了した同種業務の実績、又は過去に同種業務に関する高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 上記以外は、指名しない。 ※主任技術者あるいは、担当技術者として従事した実績を評価対象とする。			
		過去4年間に管理技術者として従事した業務の業務成績	●●年度から●●年度末までに完了した業務について、管理技術者として従事した北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績が無い場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務）の業種区分「地質調査」の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① 80点以上 ② 77点以上80点未満 ③ 74点以上77点未満 ④ 71点以上74点未満 ⑤ 68点以上71点未満 ⑥ 65点以上68点未満 ⑦ 60点以上65点未満 ⑧ 60点未満 ⑨ 成績評定を受けた上記発注機関発注業務の業務実績がない場合には加点しない。	20.0	①20 ②18 ③16 ④14 ⑤12 ⑥ 9 ⑦ 0 ⑧ 指名しない ⑨ 加点しない	
		●●年度以降の当該開発建設部管内、周辺での施工実績の有無・件数	●●年度以降公示日までに完了した当該開発建設部管内周辺での調査ボーリング施工実績について、実績件数により下記の順位で評価する。 ① ○○開発建設部管内でのボーリング施工実績が10件以上 ② ○○開発建設部管内でのボーリング施工実績が5件以上 ③ ○○開発建設部管内でのボーリング施工実績が3件以上 ④ ○○開発建設部管内におけるボーリング施工実績あり ⑤ 北海道内でのボーリング施工実績あり ⑥ 上記に該当しない場合は加点しない。 ※ 主任技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。上記に該当しない場合は加点しない。	10.0	① 10 ② 9 ③ 8 ④ 7 ⑤ 4 ⑥ 加点しない	
		実施方針	業務理解度（2問設定） 1問15点で、課題と対応案を併せて3段階評価 ①優 十分に理解している（15） ②良 理解している（10） ③可 その他（5）	30.0	10～30	
			技術者配点 合計	60.0		

賃上げを実施する企業に対する加点措置	賃上げを実施表明した企業等を評価する。 対前年度または前年比で、従業員に右記以下を表明している場合 ①大企業の場合：給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨 ②中小企業の場合：給与総額を1．5%以上増加させる旨	4		※技術者配点合計が60点の場合
賃上げを実施表明した企業のうち、賃上げ基準に達していない企業に対する減点措置	賃上げを実施表明した企業のうち、賃上げ基準に達していない企業に対する減点措置を行う。 該当企業は、財務省から通知された日から1年間、賃上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する。	−5		

⑦国土交通省登録資格との組合せ評価

国土交通省登録資格のさらなる活用を促進するため、管理技術者または担当技術者の資格要件として、技術士・博士の資格等や、国土交通省登録資格と組合せて評価し、成果の品質向上効果を把握するため試行する。

～対象業務～

・プロポーザル方式及び総合評価落札方式で発注する業務のうち、組合せ評価の試行により、成果の品質向上が見込める業務
・同一開建で複数件発注されるもので、試行有り無しで比較できる業務
・河川事業、道路事業、港湾・漁港事業に係る業務

配点例（入札・特定段階）※指名・選定段階では適用しない

配置予定技術者の経験及び能力（管理技術者、担当技術者）	資格要件	技術者資格等	配置予定技術者の資格を下記の順位で評価する。※照査技術者は対象外 ①技術士 ②国土交通省登録資格（施設分野・業務）※1 1（RCCM以外、土木学会認定技術者以外）※2 2（RCCM、土木学会認定技術者） ③上記以外のもの（国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの）	組合せの順位※3 1）①＋②1 2）① 3）②2＋②1 4）②1または②2 5）③

※1　管理技術者の場合は管理技術者を対象とする国土交通省登録資格とする。
　　担当技術者の場合は担当技術者を対象とする国土交通省登録資格とする。

※2　技術士とRCCM・土木学会認定技術者は、共に、「幅広い技術的な知識を持つ資格」であるため、双方の組合せによる加点は行わないものとする。

※3　配点の考え方：各地整で設定している資格要件の配点の満点は変更せず、下記の割合を目安に設定する。

1）配点の満点　×　(①＋②)／(①＋②)
2）配点の満点　×　①　／(①＋②)
3）配点の満点　×　(②＋②)／(①＋②)
4）配点の満点　×　②　／(①＋②)
5）配点の満点　×　③　／(①＋②)

なお、3）の配点が 2）の配点を上回ることのないように設定する。

・「国土交通省登録技術者資格」下記URLの国土交通省ホームページを参照し、適切に組み合わせること。
　「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格について」（https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html）
・港湾部門については、令和4年8月1日付事務連絡「総合評価落札方式等における資格を複数保有している場合の評価方針について（試行）」を参照すること。